

第 2 部

農業・農村の振興に関して講じた施策

I 施策の基本方針と施策の重点

第1 施策の基本方針

本道の農業・農村は、地域の特色を活かした多様な農業経営が展開され、安全・安心で良質な食料の安定的な供給をはじめ、美しい農村景観を形成するなどの多面的な機能の発揮を通じて、地域を災害から守り、国土を保全し、私たちの生活にうるおいと豊かさをもたらすとともに、食品加工や生産資材、農業機械、観光等他産業とも深く結び付き、地域の経済と社会を支える重要な役割を担っています。

また、人口増加や気候変動などにより、世界の食料需給の逼迫が懸念される中、国民全体の食を持続的に支えていくためには、安心・安全な農畜産物の安定的生産に取り組み、国内の食料生産の約2割（カロリーベース）を供給する本道への期待はますます高まっています。

こうした中、本道農業・農村は、TPP11協定と日EU・EPAの発効などグローバル化の進展、国における米政策や指定生乳生産者団体制度の見直し、収入保険制度の導入など幅広い農政改革、さらには、担い手の減少や高齢化、労働力不足、人口減少による集落機能の低下、相次ぐ気象災害による農業被害の発生など様々な課題に直面しています。

道では、これらの情勢変化や課題に的確に対応して、本道農業の優れた潜在力を最大限に活用し、安全・安心で良質な農畜産物の安定的な生産とともに、活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくりを進めるため、平成28年（2016年）3月に策定した「第5期北海道農業・農村振興推進計画」に基づき、市町村、農業者・農業団体、試験研究機関、消費者など関係者と一体となって各般の施策を推進することとしています。

平成30年度（2018年度）においては、国際情勢の変化に対応し得る酪農畜産構築に向けた草地の植生改善や工房チーズの品質向上、豚肉の販売力強化、畜産クラスター計画や産地パワーアップ計画に基づく施設整備などへの支援、畑作農業の構造転換への支援、需要に応じた米生産の推進と北海道米の消費拡大、道産小麦の生産拡大と商品力の強化、GAPの導入促進、道産農畜産物の輸出拡大、東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給に向けたPR、若者への就農意欲の喚起など新規就農者の確保、経営力の向上に向けた農業経営塾の充実、農業農村整備事業の計画的な推進、ICTを活用したスマート農業の推進、農村ツーリズムの推進に向けた人材育成への支援など各般の施策に取り組みました。

第2 施策の重点

平成30年度（2018年度）においては、第5期北海道農業・農村振興推進計画の6つの施策の推進方針に即して、本計画に掲げている生産努力目標の達成に向けて、次の施策を総合的に推進しました。

1 農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有

- ・ 農業・農村が果たしている役割等の道民理解を促進するため、農業者等が行う道民の理解を深めるための取組や農業・農村ふれあいネットワークが展開するコンセンサスづくりの活動を支援しました。

2 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進

- ・ 国際水準の第三者認証GAPの導入促進を図るため、道における指導体制を整備するほか、産地指導者の養成など地域の体制整備の支援や農業者等のGAP認証取得に要する経費に対する補助を実施しました。
- ・ 米政策見直しに対応し、北海道米への多様なニーズに的確に応えながら、価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図るため、北海道農業再生協議会が設定した平成30年産（2018年産）米の「生産の目安」を踏まえた需要に応じた米生産を推進しました。
- ・ 道外・海外の小麦商品に対して競争力を有する道産小麦商品づくりを推進するため、良質な道産小麦の生産拡大に向けた取組や道産小麦商品の商品力を高める取組を実施しました。
- ・ 畑作営農の大規模化や環境変化に対応するため、省力化作業体系の導入や生産性向上技術の導入などの取組を支援しました。
- ・ 地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、地域が一丸となった産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援しました。
- ・ 醸造用ぶどうの生産拡大・品質向上を図るため、関係団体等と連携しながら、苗木確保や栽培技術の向上など醸造用ぶどうの生産拡大に必要な取組を総合的に支援しました。
- ・ 北海道和牛の競争力強化とブランド確立に向けた和牛生産基盤の強化、生産技術の向上による生産拡大を図るため、DNA解析手法を用いた優良な繁殖雌牛群の造成などに取り組みました。
- ・ 地域の畜産生産基盤の強化と地域一体となって収益性の向上を図る畜産クラスターの取組を推進しました。
- ・ 日EU・EPAなど国際情勢の変化に対応し得る本道の酪農・畜産を構築するため、草地の植生改善、工房チーズの品質向上、豚肉の販売力強化などに取り組みました。
- ・ 近年の道産羊肉の需要の高まりに応えるため、「北海道と駐日ニュージーランド大使館とのパートナーシップに関する覚書」による取組などと連携しながら、優良種畜の確保・供給体制の確立に向けた取組を実施しました。
- ・ 新規就農時に課題となる初期投資を抑制し、円滑な経営継承を図るため、本道に適した放牧酪農モデルの普及に向けた取組を実施しました。

3 国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進

- ・ 薬用作物の産地化を目指す地域を総合的に支援するため、地域生産モデル構築スキームを確立・普及するとともに、地域の指導体制の確立に向けた取組を実施しました。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への道産食材の供給を推進するための取組を実施しました。
- ・ 安定した「北海道産牛肉」の生産を推進するため、北海道産牛肉のブランド力の向上や消費拡大対策、需要拡大に向けた交流会や料理教室の開催などに取り組みました。
- ・ 北海道産豚肉の消費拡大対策、需要拡大に向けた料理教室やPR活動などの取組に対する支援を行いました。
- ・ 「北海道ブランド」を最大限に生かした農畜産物と水産物の総合的なPRを行う協議会組織との連携を通じ、海外における道産農水産物の販路拡大に向けた取組を実施しました。
- ・ 道産農畜産物の輸出拡大に向け、米、青果物、牛肉等を重点品目として、品目別に課題等を踏まえた戦略的な取組を実施しました。

4 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保

- ・ 新規就農者の確保・定着を図るため、高校生など若者の就農意欲の喚起に向けた取組を実施するとともに、地域における就農促進事業を支援しました。
- ・ 次代の本道農業を担う意欲と能力のある青年農業者等を育成・確保するため、公益財団法人北海道農業公社（以下、「北海道農業公社」という。）において、きめ細かな担い手対策を実施しました。
- ・ 多様な人材の呼び込みと労働力の確保を図るため、都市部の就業困難な若者など潜在労働力の活用や、農業分野における働き方改革を推進に向けた取組を実施しました。
- ・ 今後の農業界をけん引する優れた経営感覚を備えた担い手の育成を図るため、意欲ある若手農業者を対象に、営農しながら体系的に経営を学べる「北海道農業経営塾」を開講しました。
- ・ 地域農業を支える農業法人の育成・確保を図るため、「企業連携・農業法人化サポートデスク」における企業や農業者からの相談対応、地域と企業とのマッチング支援など、地域の実情や目指す経営の状況等に応じた支援を行いました。
- ・ 平成30年（2018年）9月に「北海道農業法人化等支援協議会」（農業経営相談所）を設立し、農業経営の法人化など多様な経営課題を抱える農業者の経営相談や専門家派遣による指導・助言などの取組を行ったほか、農業法人の設立や設立後の経営発展に資するための研修会を開催しました。

5 農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入

- ・ 農地の生産力を最大限に引き出し、収量の向上を図りながら安全で良質な農産物を安定的に生産するため、道と市町村が連携し農家負担を軽減する施策を活用し、農作業の省力化を図るほ場の大区画化など、農業者の生産コスト低減に資する生産基盤の整備を推進しました。
- ・ 良質な自給飼料に立脚した酪農・畜産経営を確立するため、実効性のある地域全体の草地基盤の生産性向上に取り組む市町村に対して支援しました。
- ・ 担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の発生防止を図るため、農地中間管理機構が農地の賃貸借を通じて進める取組を支援しました。
- ・ ロボット技術やICTを活用した「スマート農業」について、地域の営農システムへの戦略的な技術導入を推進するため、スマート農業に関する情報の共有・発信や課題の検討、人材育成や地域の実情に応じた技術体系の確立支援などに取り組みました。

6 活気に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり

- ・ 多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業及び環境保全型農業直接支援対策事業の実施などにより、農業・農村の多面的機能を支える地域活動や農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援しました。
- ・ 農山漁村が持つ豊かな自然や食等の魅力を活かし、都市と農村との交流を推進するとともに、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るため、自立的に活動できる受入体制の構築を支援しました。

第3 災害等への農業分野での対応

1 7月豪雨による被害への対応

7月豪雨による農地への土砂流入や農業用施設の損壊、農作物の浸水など、各地で発生した農業被害からの早期復旧に向けて、国の「農地・農業用施設災害復旧事業」や「被災農業者向け経営体育成支援事業」等を活用したほか、農業改良普及センターによる現地指導を実施するなど、関係機関・団体と連携しながら、各般の対策を実施しました。

2 台風第21号及び北海道胆振東部地震による被害への対応

台風第21号による営農施設の損壊や農作物の倒伏、北海道胆振東部地震による農地・農業用施設への土砂流入や営農施設等の損壊、全道域の停電による生乳の損失などの農業被害からの早期復旧に向けて、関係機関・団体と連携しながら、各般の対策を実施しました。

〔農地・農業用施設の早期復旧〕

- ・ 災害復旧事業の査定前着工制度の活用を市町村等に周知し、早期の工事实施に努めるとともに、道の技術職員を現地に派遣し、査定業務等を支援しました。
- ・ 国の「農地・農業用施設災害復旧事業」を活用し、道の河川管理部門等と調整が必要な工事は、道が事業主体となって実施しました。
- ・ 国と連携し、用水路等の復旧作業を進め、営農に必要な用水の確保に努めました。

〔共同利用施設の再建・修繕〕

- ・ 国の「北海道胆振東部地震及び平成30年台風対応産地緊急支援事業」や「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」、「強い農業づくり交付金」等が有効に活用されるよう、市町村等に対し、指導・助言を実施しました。

〔個人施設・機械の再建・修繕〕

- ・ 国の「被災農業者向け経営体育成支援事業」を活用するとともに、特に甚大な被害を受けた農業者に対し、市町村と連携して、道独自の上乘せ対策を実施しました。
- ・ 災害時でも安定的な搾乳等が実施できるよう、畜産農家の非常用電源の整備に向けて、国の支援策を活用しつつ、道としても独自の対策を実施しました。

〔共済金の早期支払・金融面での支援〕

- ・ 農業共済組合に対し、適切かつ迅速な損害評価の実施を要請し、被害を受けた農作物について、共済金の早期支払が実施されました。
- ・ 市町村等に対し、農林漁業セーフティネット資金等の情報を提供したほか、低利な資金の融通に必要な証明書が円滑に交付されるよう、市町村に協力を依頼しました。

〔技術指導〕

- ・ 農業改良普及センターが、随時、被災した農作物の管理や施設の復旧に向けた技術対策の発信・現地指導を実施したほか、次年度の営農計画の策定やほ場の管理に向けた指導・助言を実施しました。
- ・ 酪農家等向けの停電・断水対策として「災害における酪農危機管理対策マニュアル」を作成し、ホームページで公開したほか、農協を通じて酪農家に周知しました。